

45議案可決、2議案を撤回



市議会3月定例会は、2月23日から3月19日まで開催しました。一般質問では、会派代表の5人を含む13人が登壇し、財政問題や行政改革などについて質問しました（13～25ページ参照）。また、今回の定例会では、地方自治法改正（5ページ参照）に伴う副市長制度の各種条例案など47議案を審議。45議案を原案のとおり可決しましたが、「除雪ドーザ使用料条例を廃止する条例」「平成19年度八幡平市国民健康保険西根病院事業会計予算」の2議案については、市当局が提案を撤回しました。

高橋北英教育長 教育行政運営基本方針と重点演述

近年、教育を取り巻く環境は、著しく変化してきており、個別化、多様化する社会の変化に自ら対応できる資質や能力の育成が大きな課題となっています。

市教育委員会では、「健やかな、創造性あふれる人材のまちづくり」の新市建設計画の基本方針に沿って、国、県の動静と呼応しながら、教育・文化活動の充実に努め、変化の激しい現代社会に対応できる人づくりを目指す諸施策を推進します。

一人ひとりが主体的に学習できるように、本市の教育の振興・発展に尽くします。

田村正彦市長 施政方針演述（詳しくは、6～7ページをご覧ください。）

平成19年度は、新市の基礎を築く大切な年であり、3町村が築いてきた行財政基盤を基に、生活基盤の整備、産業の振興、福祉や教育の充実など、各般にわたり前向きな取り組みが必要です。

合併効果を生かしながら、盛岡以北の拠点都市を目指し、国が進める地方分権と協働によるまちづくりを推進し、公正、誠実な立場に立った活力ある市政の実現を目指し、八幡平市に住んでよかったと思えるまちづくりに全力で取り組みます。

そして常に市民の目線に立ち、この八幡平市を、大切な先祖からの預かり物として、「暖かい心」「思いやりの心」を大切に、大きく育てあげ、自然と人、人と人が生き生きと輝く「人と環境にやさしいまち八幡平市」の実現に向け、積極的にまちづくりを推進してまいります。

報告

八幡平市国民保護計画の報告について

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を受け、日本の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備え、避難住民の誘導や被災者の救助方法などをまとめたものです。

問 市内に居住する外国人の人道的扱いは、どのようなか。

答 宿泊施設や集客施設と避難の方法を打ち合わせする。外国人についても、国民同様に配慮していく。

全会一致で可決したもの

▼岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

2月1日設置の県後期高齢者医療広域連合を、県市

町村総合事務組合に加入させようとするものです。

今まで、75歳以上の医療費給付は、各市町村の老人保健制度で行ってきましたが、20年4月1日からは、県内全市町村が加入する県後期高齢者医療広域連合が行うこととなります。

▼人権擁護委員候補者の推選に関し意見を求めることについて

6月30日で人権擁護委員の任期が満了する高橋良二氏（柏台）を、再び推せんしようとするものです。



高橋良二氏

▼盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

地方自治法の改正により、「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管

理者」に改めるなどの改正を行うものです。（4月1日施行）

▼普通財産の無償貸付に関する議決を求めることについて

旧荒屋小学校校舎の一部で絵画教室や文化活動を行うため、後藤秀夫氏（打田内）に4月1日から1年間、無償で貸し付けるものです。

▼市道路線の廃止（認定・変更）に関し議決を求めることについて

市道改良工事などにより、小清水線ほか9路線を、次のとおり廃止、認定または変更をするものです。

●廃止ならびに再認定

小清水線・大更田ノ尻線・西根ニュータウン線（大更）、間館線（荒木田）

●廃止 北切支線（大更）

●認定 大更中央線・野中3号線（大更）

●変更 焼走り線（平笠）、荒木田大平線（荒木田）、稲山線（野駄）

▼松尾八幡平物産館ほか2施設に係る指定管理者の指定について

松尾八幡平物産館ほか2施設の管理を、次のとおり指定管理者として指定するものです。（4月1日施行）

●松尾八幡平物産館 松尾ふさと振興公社

●八幡平市苗代沢農村総合管理施設 沢目地域推進協議会

●八幡平市農産物加工施設 八幡平市松尾果樹加工

生産組合

▼八幡平市副市長定数条例

副市長の定数を2人と定めるもので、助役の定数に関する条例は廃止となります。（4月1日施行）

▼八幡平市浅沢神楽伝承館条例

浅沢地区に新築した浅沢神楽伝承館の設置に関し、使用時間や使用料など、必要な事項を定めるものです。（3月15日施行）

▼八幡平市火葬場条例

八幡平市斎場の管理を指定管理者が行うことができるようにするものです。（4月1日施行）

▼八幡平市立図書館条例

住民の利用を促進するため、必要な事項を定めるものです。（4月1日施行）

▼八幡平市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

松尾総合支所の所管区域に安比高原地区を加えるものです。（4月1日施行）



3月25日に落成式が行われた浅沢神楽伝承館

▼八幡平市職員定数条例の一部を改正する条例

監査委員事務局職員を専任とするなど、各所属職員の定数を改正するものです。なお、職員定数の総数は453人で、これまでの職員定数と同じです。（4月1日施行）

問 職員定数はどう削減していく計画か。

答 職員65人を平成22年までに削減する目標である。

▼八幡平市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

基金の額を800万円増額し、5000万円とするものです。（4月1日施行）

▼八幡平市税条例の一部を改正する条例

入湯税の課税免除者に、競技などのための大学生や高校生を加えるとともに、国民健康保険税の税率を表1のとおり改正するものです。（4月1日施行）

▼八幡平市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法に準じて道路占用料を引き上げるものです。（4月1日施行）

▼八幡平市保育所条例及び八幡平市児童館条例の一部を改正する条例

畑児童館をあしる保育所畑分園として整備し、また、休館していた館市児童館を廃止しようとするものです。（4月1日施行）

▼八幡平市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例

出産育児一時金の受け取り代理が実施されたことにより、この貸付基金条例を廃止しようとするものです。（4月1日施行）

▼平成18年度八幡平市一般会計補正予算（第6号）

歳入・歳出それぞれから7165万8000円を減額しようとするものです。補正の主なもの、財政調整基金積立金2億2202万7000円などです。（このほか、特別会計7会計、事業会計2会計に係る補正予算も可決しました）

問 市道前森山線改良舗装工事は、近くに安比線があるにもかかわらず、この道路を造らなければならない

理由は何か。

答 カープしながら勾配のきつい所で安比線とつながり、冬は凍結して、現状のままだけはかなり危険である。

問 診療報酬などの改定もあり、非常に厳しい経営状況にある西根病院だが、今後の見通しや改善策を伺う。

答 今期初めて赤字処理をすることになったが、4月から常勤の医師を1人増やし、診療を充実させる。患者輸送バスの有効利用についても見直す。

賛成多数で可決したもの

▼八幡平市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

国や県に準じて休息時間を廃止するもので、市職員の休憩時間は、午後0時15分から1時までとなりま

す。（4月1日施行）

問 国に準じるということだが、市町村によって運用の仕方はあるのか。

答 労働基準法上、6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を与えなければならず、休息時間という規定はない。1時間

表1 国民健康保険税の改正内容

項 目			国 保 分				介 護 分		
			改 正 前			改正後	改正前	改正後	
			旧西根町	旧松尾村	旧安代町				
税 率	所 得 割	課税所得額に対する率	7.00%	7.80%	7.80%	7.80%	1.14%	1.32%	
	資 産 割	課税固定資産税額に対する率	35.00%	35.00%	35.00%	30.00%	7.00%		
	均 等 割	被保険者1人当たり	25,200円	24,000円	25,000円	24,000円	6,400円	6,700円	
	平 等 割	1世帯当たり	30,000円	27,600円	30,000円	30,000円	5,600円	6,050円	
低	7割軽減	均 等 割	所得33万円以下の世帯1人当たり軽減額	17,640円	16,800円	17,500円	16,800円	4,480円	4,690円
		平 等 割	所得33万円以下の1世帯当たり軽減額	21,000円	19,320円	21,000円	21,000円	3,920円	4,235円
所 得 者	5割軽減	所得基準	所得33万円＋世帯主を除く被保険者1人当たりの額	245,000円				245,000円	
		均 等 割	上記所得基準以下の世帯1人当たりの軽減額	12,600円	12,000円	12,500円	12,000円	3,200円	3,350円
		平 等 割	上記所得基準以下の1世帯人当たりの軽減額	15,000円	13,800円	15,000円	15,000円	2,800円	3,025円
軽 減	2割軽減	所得基準	所得33万円＋世帯主を除く被保険者1人当たり額	350,000円				350,000円	
		均 等 割	上記所得基準以下の世帯1人当たりの軽減額	5,040円	4,800円	5,000円	4,800円	1,280円	1,340円
		平 等 割	上記所得基準以下の1世帯人当たりの軽減	6,000円	5,520円	6,000円	6,000円	1,120円	1,210円

地方自治法主な改正点

◎助役制度の見直し

助役に代えて、副市長（町村にあっては副町村長）を置くことになりました。

副市長の役目は、市長の命令を受け、政策や企画を担当するとともに、市長の権限の一部を委任され、その事務を執行します。

市町村が取り扱う事務量は年々拡大し、役割と責任も拡大しています。今回の改正は、このような状況を受け、市町村の自治体運営機能強化を目的としています。

「助役」という名称は、「収入役」とともに、明治21年の市制・町村制当初から使われてきましたが、役割をより適切に表す名称として今回改めることになりました。

なお、改正法施行日（4月1日）現在、助役である者は、副市長として選任されたものとみなす規定に基づき、本市助役の小林順一氏と武田常德氏が、4月1日付で副市長に就任しました（任期は、助役としての任期である平成21年11月14日まで）。

◎収入役制度の見直し

収入役に代えて、会計管理者を置くことになりました。

会計管理者は部長や課長と同じ一般職であるため、ほかの一般職同様、選任に当たっては議会の同意を必要としません。

今回の改正は、会計事務の電算化が進み、特別職でなくとも会計事務を適正に執行することが可能になったために行われました。

◎議会制度の充実

▶専門的知見（学識経験者など）の活用

議会の政策立案機能強化を目的として、議案審査や市町村事務に関する専門的事項の調査を、専門的知見に依頼することができるようになりました。

▶常任委員会への複数所属制限の廃止

地方自治法上、すべての議員は、いずれかひとつの常任委員会の委員になることが決められていましたが、今回の改正により、複数の常任委員会に所属することが可能となりました。ただし、複数所属を認めた場合、「常任委員会の同時開催が難しくなる」など、それぞれの議会の判断で所属できる委員会の数を制限することもできます。

の休憩時間を取ることは可能だが、帰りの時間が15分遅くなることになる。職員アンケートの結果、休憩時間を午後0時15分からの45分とすることとした。

▼松尾八幡平物産館条例の一部を改正する条例

これまで13%から14%としていた利用料金を、20%に引き上げるものです。（4月1日施行）

問 利用料金を20%に上げるのは、農家にとって重い賦課であると考えるが。

答 農家の中には、利用料を払ってでも販売は任せ

て、自分たちは作る方に専念したいという声もある。

提案を撤回

▼除雪ドーザー使用料条例を廃止する条例

この条例は、旧安代町が平成4年に定めた条例暫定施行としていましたが、私人への貸し付けによる除雪について、民間で対応できる体制が整ったことから、この条例を廃止しようとする会に提案されました。

本会議では、「特に雪の多い安代地区としては、除雪の対応方法や料金的な事も含め、行政サービスの低

下を非常に懸念している。考え直せないか」などの質問が相次いで出されたほか、勝又紘一議員が次のとおり反対討論を述べました。

反対討論 勝又紘一議員

安代地区は本当に雪の多い地域である。今後ますます高齢化が進み、除雪のできない人たちが増えてくる。業者委託となると、いろいろな面で経費がかかり、住民に大きな負担がかかる。どうかこの条例を廃止しないで続ける

ことを要望し、反対討論とする。

議会はしばらく休憩し、議員全員協議会に切り替えて、市当局からさらに詳しい説明を受けました。

その後、市当局から「市民の除雪に対する均衡を図る趣旨での提案であったが、除雪の実態や建設業協同組合との契約内容をもっと精査する必要がある、この議案は撤回させていただきたい」との申し出があり、議会に諮った結果、本条例の撤回を許可することと決定しました。



降雪量が多く、ロータリー除雪車による除雪が必要な安代地区

19年度の主な事業

(施政方針演述より)



自然と共生する、快適な住環境のまちづくり

▶ **西根バイパス第1期工区**（本線舗装工事、西根地区学校給食センター付近から市立図書館前までの接続道路舗装工事、市役所東側国道282号の左折レーン延長工事）

▶ **西根バイパス第2期工区**（第1期工区終点から落合線までの詳細測量設計）

▶ **市道整備事業**（継続事業＝市道日影山蟹沢線・岩手山1号線・大更西線・間館線・上寄木線・吠田小柳田線・五日市川原線改良工事、新規事業＝市道岩屋岩木線・柏台1号線改良工事ほか、北切上沖線の局部改良工事、その他路線の軽舗装工事やアスファルト再生材の切削材舗装工事）

▶ **県からの県道管理権限移譲**（県道柏台松尾線・田山停車場線・荒屋新町停車場線・大更停車場線・田代平西根線・焼走り線の権限移譲を受けて、市道と一体的に管理）

▶ **都市計画事業**（大更駅周辺のまちづくり計画策定に取り組み）

▶ **公共下水道事業**（西根処理区大更分区分を管渠整備、新たに平館分区分を管渠整備着手）

▶ **農業集落排水事業**（平館・寺田南地区、北寄木地区、田頭・平笠地区を管路整備）

▶ **浄化槽事業**（公共下水道事業と農業集落排水事業

区域を除いた区域を対象に実施）

▶ **上水道事業**（水源施設改築、配水管拡張、老朽管更新、道路改良などに伴う布設替え）

▶ **市営住宅**（市営曲田住宅の水洗化を2カ年で実施、市営住宅への火災報知器設置、柏台第2コミュニティ住宅の外部改修）

▶ **木造住宅の耐震対策**（市内15戸の一般住宅の耐震診断を実施）

▶ **除雪対策**（八幡平市建設協同組合に委託するなど市道、歩道合わせて640kmを除雪）

▶ **環境衛生**（ごみ減量化と資源ごみリサイクルの推進、新たな最終処分場の検討、し尿処理、清掃業務、斎場の適正運営）

▶ **公共交通**（患者輸送車の一般市民混乗によるコミュニティバス試験運行に向け検討、交通機関利用者の通学定期購入費に対し助成）

▶ **交通安全対策**（高齢者に対する交通安全を重点的に推進）

▶ **地域安全対策**（地域、学校を含めて市民総ぐるみで犯罪防止に努力）

▶ **消防・防災対策**（消防団の再編に係る検討委員会を設立、八幡平消防署安代出張所と第27分団が入居する安代防災センターを建設）

連携によって築く、躍進する産業のまちづくり

▶ **水田農業への取り組み**（「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策」に対応し、集落営農組織の組織化を推進）

▶ **園芸振興**（産地作り交付金を活用し、ホウレンソウ、キャベツ、アスパラガスなどの生産を振興）

▶ **花き振興**（リンドウの海外輸出、長期安定出荷の確立、雪冷房リンドウ培養育苗生産施設の整備により、さらなる品種開発の推進）

▶ **畜産振興**（後継者対策と経営規模拡大の推進、生乳、ブロイラーについても生産振興）

▶ **林業振興**（林道の整備と森林整備の支援、特用林産物の振興と適正な森林管理）

▶ **地産地消**（観光施設などと連携し地産地消を推進、道の駅にしね生産物直売所を増床）

▶ **県営工事**（浅沢地区中山間地域総合整備事業を継

続、特定中山間保全整備「馬淵川上流地域」の基本調査を実施）

▶ **観光振興**（観光資源の全国発信、観光と他産業を結び付けた健康・癒やし型滞在観光推進事業、各種イベントの開催、八幡平周遊散策バスの運行、登山道の整備、観光ガイドの養成、スポーツイベントの開催や合宿の推進、岩手県産業まつりの誘致など）

▶ **商業振興**（八幡平市商工会の経営改善事業などを助成、商工団体が行う商店街活性化事業に支援、中小企業振興資金の融資枠拡大）

▶ **工業振興**（企業誘致の推進、起業家への支援、既存立地企業に対する支援）

▶ **第3セクター**（健全経営に向けて引き続き努力、一部施設を第三者へ譲渡するなど、民間譲渡、完全民営化、出資の引き上げ、統合などについて検討）

健やかな、創造性あふれる人材のまちづくり

▶ **市民の健康対策**（検診事業・生活習慣病予防事業・母子保健事業・予防接種事業などによる健康づくりを推進、乳幼児医療費助成の所得制限撤廃、地域医療の在り方を検討、平成20年度から始まる後期高齢者医療の準備）

▶ **子育て支援**（東大更小学校区に学童保育クラブを設置、延長保育や乳児保育などの充実、大更地区に開所した「たからっこ広場」の開所日を週5日に拡大、子どもを一時的に保護する子育て支援短期事業導入）

▶ **障害者福祉**（日常生活用具給付や住宅改修で障害者の自立を支援、就労希望者を支援）

▶ **高齢者福祉**（介護予防事業の強化と地域包括支援センターの充実、温泉施設を活用し高齢者向け健康教室を開催、松尾地区に認知症対応型通所介護施設を整備）

▶ **西根病院、安代、田山診療所**（医師確保に努力、地域の医療確保と経営の健全化に向け、西根病院の今後の在り方を検討）

▶ **学校教育**（児童生徒が心豊かに成長できる教育の推進、学力調査に基づく的確な学力の把握、障害のある児童への支援、児童生徒の悩みへの相談、不登校児童生徒の学校への復帰支援、複式学級を持つ小規模校の児童生徒の適正な学習環境を作るため学校の適正配置について検討、子どもの安全確保）

▶ **学校整備関係**（修理が必要な寄木小学校、寺田小学校の調査設計や塗装工事を実施）

▶ **学校給食**（西根地区学校給食センターの調理部門を民間へ業務委託）

▶ **生涯学習・社会教育の振興**（公民館、図書館などを活用し、市民が企画、運営などさまざまな形で参画できるよう資料収集や施設整備を実施、学習活動の支援など生涯学習の普及奨励）

▶ **社会教育の振興**（家庭教育に対し支援、教育振興運動を通じて地域の課題を模索しながら、地域教育の充実と社会教育団体の育成指導）

▶ **スポーツ振興**（各種体育大会をはじめ、競技型スポーツ大会や参加型スポーツ大会など、だれでも参加できる体制を構築）

▶ **伝統芸術・文化の継承**（地域芸能祭や郷土まつりを奨励、多様な芸術文化活動の環境づくりや歴史的文化遺産を保護・収集）

▶ **大更地区コミュニティセンター**（平成20年年度建設に向けて設計業務を実施）

▶ **学習院八幡平松尾校舎跡地の活用**（記念公園として整備）

▶ **協働社会の構築**（地域振興協議会や自治会などによる地域づくり活動への支援）

▶ **新エネルギー対策**（八幡平御在所温泉地域の地熱開発調査を継続し発電事業化を検討）

▶ **新庁舎建設**（建設に向け、庁内関係部課長で構成する調査委員会と、有識者などで構成する検討委員会による調査・検討を実施）